

2016年(平成28年)5月23日

《 宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実でもって反論します⑩ 》

～ 第10回 (追加掲載③)～

大分県別府市上原町11番30号
西馬行政総合事務所 行政書士・西馬 良宣

成年後見をめぐり不正行為を働き、行政書士会から最も重い「廃業の勧告処分」、県知事から業務停止処分を受けた宇都宮定見氏(大分市大道町)は、処分の前に事実の調査にあたった当時の綱紀委員に対し「守秘義務違反」「名誉毀損」等の誹謗中傷を繰り返しています。

最近のブログでは「拷問・取り調べ・西馬良宣の非弁行為」「陰湿な大人のいじめ」「人権侵害事件」等と、あたかも自身が被害者であるかのような虚構を展開しています。綱紀委員会の調査に一度も応じなかった宇都宮氏は、いつどのような「拷問・取り調べ」「陰湿ないじめ」を受けたのでしょうか。宇都宮氏の人権と人格を尊重しながら規則に則った調査に協力するよう求めたのに対し、一切応じなかった宇都宮氏の主張は捏造そのものです。

宇都宮氏は月日の経緯を無視したり逆にしたりの奇弁をHPの至る所で使っています。例えば①「逮捕案件、当職は平成23年5月ころ、西馬良宣から綱紀委員長という肩書をもって激しい詰問を受けた」(2/19～HP)とか、②「平成27年8月ころ、インターネットを利用して…陰湿な行為を繰り返していた…陰湿な「晒し者」被害を受け…“2ちゃんねる”等に被害が及んだ…すなわち“先行行為”は歴史的事実(豆ニュース)して…存在する」(3/30～HP)等を何度も繰り返しています。

では、事実はどうでしょうか。①綱紀委員会が宇都宮氏の非行調査を始めたのは平成23年8月からであり、複数回設定された調査日に一度も出席した事はなく、「詰問」どころか「質問」すら出来なかったのが真実です。「拷問・取り調べ」「人権侵害」等、不穏当な言辞を弄する事は、自身の知性と品性の欠如を露呈するだけです。

②毎月一回発行する当事務所の「豆ニュース」で、新聞報道された宇都宮氏への知事の処分をとり上げたのは平成27年8月号。当方のHPにバックナンバーとして掲載したのは翌月の9月です。ところが、この処分に関する「2ちゃんねる」(電子掲示板)へ多くの投稿が掲載されたのは3ヵ月前の6月の事です。(6/18、6/22、6/24…) 9月から3ヵ月も遡って6月の「2ちゃんねる等」に「被害が及んだ」等あり得ない訳で、月日の経過を逆にした荒唐無稽なフィクションとしか言いようがありません。自らの信用回復のためにもやめるべきです。





「依頼人の金
流用で県、行政
書士を懲戒…」

(合同)「預託金を流用・業務停止処
分、大分の行政書士」(朝日)との見
出記事が6/16付けの各紙と前日の

NHK・TVニュース等
で報じられました。
県に処分されたのは

大分市大道町の宇都宮定見(63)書
士。「9年前、70代の男性と後見人
委任契約を結び、財産管理等のた
めに預かった預託金100万円を男
性の承諾もなしに書士名
義の株購入や第三者の住

宅解体費に流用。他にも全財産を
書士に贈与する遺言書も作成させ
た…。こうした成年後見人による
着服事件は全国で相次ぎ「最高裁
によると弁護士・司法書士ら専門
職による不正はこの5年で62件以

成年後見人の着服事件 月に1件! 東京家裁が独自対策…

上、約11億2千万
円に。東京家裁は後
見人弁護士が一定

額以上の財産を預かる場合には、
別の弁護士を監督人につける運用
を始めた」(7/23毎日)。個人の財産
を護るには、専門職個人ではなく
やはり社協やNPO 法人等
が適しているのでは…。



～「2ちゃんねる」(電子掲示板)～

→当方のHPにバックナンバーと
して掲載したのは翌月の9月

118 : 名無番長 : 2015/06/18(木) 10:22:05.41 0

<https://www.kensatsu.go.jp/kensatsumail/feedback.php?id=037>
大分地方検察庁のホームページへ意見を出して業務上横領で処罰
を求めましょう

懲戒処分:預託金流用の行政書士を 県 /大分毎日新聞 2015年
06月16日 地方版

県は15日、依頼人から受け取った預託金を株式購入に充てるなど
したとして、大分市大道町の宇都宮定見・行政書士(63)を行政書士
法に基づき、

12日から1カ
県によると、
委任契約を結
の原資や住所
男性から返還
している。また
宇都宮氏に遺
遺言公正証書
<http://mainic/>
県行政書士
分としたが、目
って
損害賠償請求
士会が処分の
上告中だが、
県は「事実審
正法」
<http://d.hater>

122 : 名無番長 : 2015/06/22(月) 18:53:45.91 0

2015年6月15日更新 大分県市町村振興課 行政書士に対する懲
戒処分について 以下のとおり行政書士法の規定に基づき、懲戒処
分を行いました。被処分者

(1)氏名 宇都宮定見(うつのみやさだみ)(2)事務所の所在地

大分市大道町3

(3)登録番号

日 3 処分内容

の業務の停止

4 処分の理由

同者が大分県庁

の平成27年3月

裁判所判決

為をしたことが言

び財産管理につ

行する

ための費用(

金)という。)を、

<http://kanae.2ch.net/t/>

123 : 名無番長 : 2015/06/24(水) 06:54:37.05 0

<https://www.kensatsu.go.jp/kensatsumail/feedback.php?id=037> こう
いうふざけた行政書士は大分地方検察庁へ上申しましょう…これは
業務上横領とか詐欺では????

2015年6月15日更新 市町村振興課 行政書士に対する懲戒処分
について とおり行政書士法の規定に基づき、懲戒処分を行いまし
た。被処分者

(1)氏名 宇都宮定見(うつのみやさだみ)(2)事務所の所在地

大分市大道町3丁目3番12号

(3)登録番号 第96443980号2 処分年月日 平成27年6月9
日 3 処分内容 平成27年6月12日から同年7月11日まで1月間
の業務の停止

4 処分の理由(1)懲戒処分の原因となった事実 ア 被処分者は、
同者が大分県行政書士会を被告として提起した損害賠償請求事件
の平成27年3月26日福岡高等

裁判所判決(以下「福岡高裁判決」という。)において、以下の行
為をしたことが認定された。(1)被処分者は、依頼人Aの療養看護及
び財産管理についての事務に係る委任契約及び任意後見契約を遂
行する

ための費用の支出に充てるための金員である預託金(以下「預託
金」という。)を、その趣旨に反して、依頼人Aの承諾なく株式購入の
原資として数回にわたり流用し、さらに家の解体費用にも流用した。

また、被処分者は、平成23年5月中旬ころ、依頼人Aから預託金
の返還を請求され、同年6月6日ころ契約解除通知書を受領し、その
後も預託金の返還を請求されたにもかかわらず、何ら正当な

理由なく、同年11月15日まで返金しなかった。